

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年6月30日
【発行者の名称】	株式会社aero lab international (aero lab international Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鼓呂雲 健造
【本店の所在の場所】	大阪府八尾市空港二丁目12番地
【電話番号】	072-990-1232（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役マネジメントコントロール長 松本 章吾
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社aero lab international https://aerolab.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行情報の内容(発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	2,588,395	2,134,456	4,250,265
経常利益 又は経常損失 (△) (千円)	77,280	△86,919	83,338
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	39,017	△26,329	57,733
包括利益 (千円)	37,875	△25,228	57,733
純資産額 (千円)	88,325	63,096	120,830
総資産額 (千円)	322,515	533,758	2,453,861
1株当たり純資産額 (円)	271.77	194.14	371.79
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	-	-	-
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	120.05	△81.01	177.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	27.39	11.82	4.92
自己資本利益率 (%)	56.25	△34.78	62.78
株価収益率 (倍)	-	-	9.1
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	61,884	60,005	△138,636
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△14,756	16,803	△101,340
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△18,660	△10,210	141,864
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	29,694	96,293	8,519
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	18 [-]	23 [-]	24 [-]

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第9期及び第10期の売上高には、免税事業者に該当する連結子会社に限り、税込方式を採用しており、消費税等が含まれております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 第9期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため、また、第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 株価収益率は、第9期及び第10期については当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
8. 第11期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき監査法人やまぶきの監査を、また、第10期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき監査法人やまぶきの監査を受けておりますが、第9期の連結財務諸表については当該監査を受けておりません。
9. 2024年12月10日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。
10. 2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

2 【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2014年 4 月	航空機販売その他の付随事業を目的として、登記上の本店所在地を兵庫県神戸市として当社を設立（資本金300万円）。大阪府八尾市八尾空港にて格納庫を賃借して事業を開始。 来客用施設として軽飲食・航空グッズを販売するパイロットショップを開設
2014年 8 月	登記上の本店所在地を大阪府八尾市へ移転
2016年 7 月	航空機用バッテリーの修理点検を事業目的として、関連技能を有する個人と共同で、株式会社aero lab NiCad serviceを設立（出資比率50%）
2018年12月	大阪府八尾市八尾空港に格納庫（本当社屋）を取得
2021年 8 月	株式会社IHIエアロスペースと共同で革新的将来輸送システム（注1）の研究開発を開始
2023年 2 月	株式会社aero lab NiCad serviceを完全子会社化
2024年 2 月	株式会社aero lab NiCad serviceが国土交通省の認定事業場として認定（注2）
2025年 3 月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場

- （注） 1．革新的将来輸送システムとは、ロケット等の宇宙へのアクセス手段である宇宙輸送システムに関して、内閣府による宇宙基本計画を踏まえ研究開発が進められている将来宇宙輸送システムを指します。
- 2．認定事業場とは、航空機の修理改造等において、施設・人員・工程管理等の品質が航空法に基づく一定の基準に達していることを国土交通大臣が認定した事業場をいい、航空局の検査官に代わって、国による航空機の耐空証明検査等を代行して実施できる制度に基づくものを指します。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（㈱aero lab NiCad service）の計2社で構成されており、航空機販売その他付随する事業を営んでおります。

主な製商品及びサービスの具体的な内容と特徴は以下のとおりであります。なお、当社グループの報告セグメントは、「航空機販売その他付随する事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

（1）航空機販売

中古の小型航空機（注1）を国内外で販売しております。購入時の価格から売却時には値を下げる新機体の取り扱いをせず、主に、比較的購入時と売却時の値の変動が小さい中古航空機の販売とし、また、専門業者が分担して請け負って行われていることが多い、買付け・輸送・国内登録・輸入検査等の納入までの流れを一貫して当社にて行うことで購入関連費の削減を可能としております。

当社が取り扱う航空機の仕入先及び販売先は、ともに国内外の航空機所有者または航空機ブローカーで、またそれらの仕入先及び販売先との間に紹介者を介して取引を行うこともあります。

また、当社は原則在庫の保有を行わず、航空機の売却希望者または購入希望者からのそれぞれ依頼を受けたのち、その航空機の購入希望者または売却希望者を探す手法をとっており、購入時は基本として顧客からの前受金により機体の仕入を行っております。

（主な関係会社） 当社

（参考）当社販売航空機の一例：ガルフストリーム・エアロスペース社製 200型



(2) その他付随する事業

航空機販売に付随して主に整備支援、運航支援を行っております。

① 整備支援

航空機販売後のアフターサービスや、その他航空機所有者向けサービスとして、航空整備士の資格をもつ従業員により、次のサービスを提供しています。

a. 法定点検サービス

航空法で定められた、「耐空証明検査」（注2）及び「定時点検」（注3）を総称した呼称で、(1) 航空機販売において販売した顧客以外の顧客についても請け負っております。飛行機、ヘリコプターの分野で可能なサービスで、耐空証明検査は原則として当社本社で行っておりますが、定時点検は出張により提供することもあります。

b. 修理・改造サービス

航空法で定められた、「修理改造検査」（注4）を受検、合格させる作業で、法律で定められた「大修理」及び「改造」を行っております。「大修理」とは、事故により航空機の主要な構造材の破損を伴う損傷で、修理後の航空機の安全性を担保するために修理方法、修理後の性能を国が検査するものをいい、航空機・機体保険を適用した作業が多くを占めます。また、「改造」とは、陳腐化した旧来のアナログ計器から液晶型パネルへの換装工事などの電子装備品の改造や、内装の変更等、レストアを中心としたものが多くを占めます。

c. 輸入新規耐空証明検査サービス

航空法で定められた、航空機の輸入時に航空機1機ごとに行われる国の検査を受検、合格させる作業で、輸入機のすべてに義務付けられているものであります。新造機やメーカー認定中古機など、メーカーから購入した機体については、輸入者の代わりにメーカーが行うことがほとんどであります。その他個人での並行輸入などでは、輸入者が申請して受検しなければならないため、当社の販売機のみならず、自身で並行輸入を行なおうとしている顧客に本サービスのみを提供する場合もあります。

d. 輸出耐空証明検査サービス

航空法で定められた、輸出する場合に輸出相手国依頼によって行う検査で、海外へ航空機を販売した場合に、顧客の要望に応じて発生する作業であります。

(主な関係会社) 当社、㈱aero lab NiCad service

② 運航支援

パイロットオーナー向けに、慣熟訓練やハンドリング等の運行支援及び販売に係る空輸作業等を行っております。操縦ライセンスを持たない所有者のための操縦士の一時的な提供や、運航に関連して発生する特殊運航許可（RNAV運航、RVSM運航）（注5）の取得など、顧客の運航の利便性を向上させるためのサービスで、航空機販売事業及び整備支援事業と併せて顧客に提供しております。

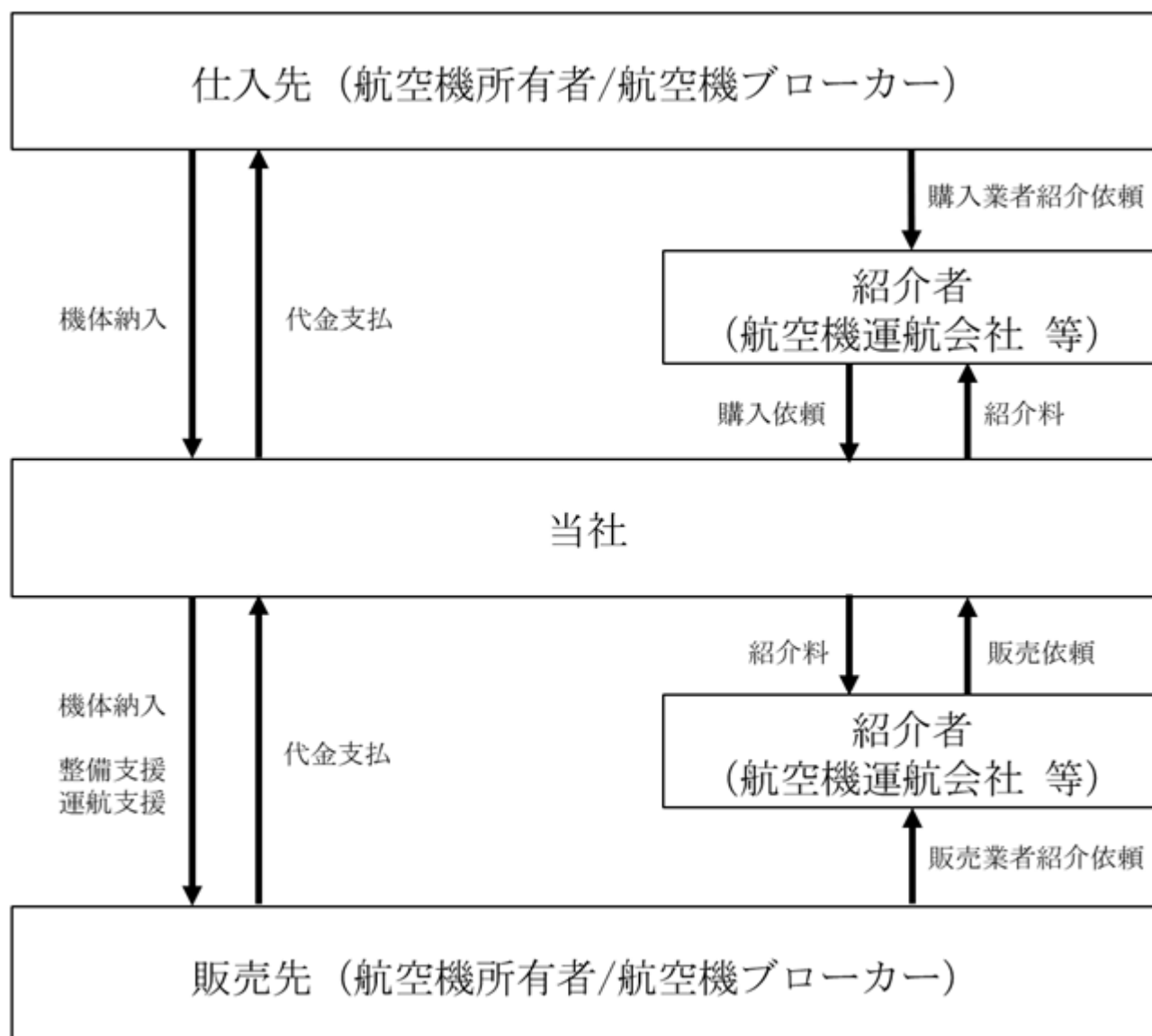
（主な関係会社） 当社

（参考）整備サービス：当社格納庫内における航空整備士による整備作業の様子

改造サービスの一例（電子統合計器への換装、無線機/航空管制用自動応答装置の換装など）



当社グループの、航空機販売その他の付随する事業を系統図で示すと、次のとおりであります。



（注１）小型航空機　：主に最大離陸重量45t未満の航空機

（注２）耐空証明検査：航空法により義務付けられている１年毎の検査

（注３）定時点検　　：航空法等により義務付けされている航空機の一定飛行時間、一定使用期間毎に行う点検

（注４）修理改造検査：航空法により定められた、航空機の構造変更を伴う修理または改造を行う場合に義務付けられている検査

（注５）特殊運航許可：航空法により定められた比較的新しい技術を利用した運航の方法の許可で、無視界に近い視界不良時の着陸、高高度における飛行、従来の航法設備を使用しない航法の３つが許可の必要な条件に指定されています。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社aero lab NiCad service	大阪府八尾市	1,000	航空機用バ ッテリーの 点検及び修 理	100	役員の兼任(注1) 従業員の出向 営業取引(注2)

(注) 1. 当社取締役の尾関真一が、株式会社aero lab NiCad serviceの代表取締役を兼任しております。
2. 主に、本社事務所賃貸及び航空機用バッテリーの点検の取引を行っております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
航空機販売その他付随する事業	24
合計	24

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
24	43.0	3.2	7,975

(注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準時間外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢、中国の景気低迷に加え、2025年1月以降のアメリカ新政権による政策変更から地政学的な不確実性が増している状況でありました。また、我が国経済は、賃上げによる雇用・所得環境が改善する中で、物価高騰により消費活動には慎重さが見えるものの、インバウンド需要の拡大や設備投資の増加など緩やかな回復が続いてきました。

このような事業環境の中、当社グループでは、円安基調を受け機体の輸入販売については比較的低調に推移したものの、輸出版売については大型の機体販売案件の需要を着実に捉え受注を獲得して参りました。

その結果、売上高は4,250,265千円（前期比99.1%増）、営業利益は92,382千円（前期は営業損失93,394千円）、経常利益は83,338千円（前期は経常損失86,919千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は57,733千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失26,329千円）となりました。

売上高を主な製商品及びサービス内容別に示すと次のとおりです。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別情報の記載を省略しております。

(単位：千円)			
	前連結会計年度	当連結会計年度	前期比（%）
航空機販売	1,832,427	3,816,965	108.3
その他付随する事業	302,028	433,300	43.5
合計	2,134,456	4,250,265	99.1

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）の残高は8,519千円（前連結会計年度末比87,773千円減）となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は138,636千円（前期は60,005千円の獲得）となりました。これは主に、仕入債務の増加1,589,916千円、前受金の増加106,372千円、税金等調整前当期純利益83,270千円及び返品資産の減少38,330千円があったものの、売上債権の増加1,507,925千円、前渡金の増加380,063千円及び返金負債の減少65,082千円があったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は101,340千円（前期は16,803千円の獲得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出53,576千円及び長期投資の取得による支出47,823千円があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は141,864千円（前期は10,210千円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出10,136千円があったものの、長期借入れによる収入160,000千円があったことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における主な製商品及びサービス内容別の生産実績は次のとおりです。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別情報の記載を省略しております。

主な製商品及びサービス内容	生産高(千円)	前期比(%)
航空機販売	－	－
その他付随する事業	339,728	28.4
合計	339,728	28.4

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 航空機販売については、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当連結会計年度における主な製商品及びサービス内容別の受注実績は次のとおりです。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

主な製商品及びサービス内容	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
航空機販売	3,837,590	123.9	20,625	－
その他付随する事業	509,118	50.0	113,207	202.8
合計	4,346,708	111.7	133,832	257.9

(3) 販売実績

当連結会計年度における主な製商品及びサービス内容別の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

主な製商品及びサービス内容	販売高(千円)	前期比(%)
航空機販売	3,816,965	108.3
その他付随する事業	433,300	43.5
合計	4,250,265	99.1

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
HALLE株式会社	－	－	1,875,471	44.1
株式会社THKホールディングス	－	－	708,766	16.7
株式会社エス・ケイ通信	－	－	678,043	16.0
株式会社レイナハウス	673,762	31.6	－	－
Nik's Aircraft LLC	464,091	21.7	－	－
成美トラスト株式会社	450,329	21.1	－	－

(注) 前連結会計年度のHALLE株式会社、株式会社THKホールディングス及び株式会社エス・ケイ通信並びに当連結会計年度の株式会社レイナハウス、Nik's Aircraft LLC及び成美トラスト株式会社は、割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

①顧客基盤の拡大

収益基盤の安定化及び事業規模拡大を図るため、既存顧客との継続的な関係構築と併せて、富裕層向け商品を展開する事業者との業務提携等による新たなルート開拓に注力し、顧客基盤のさらなる拡充を図ってまいります。

②人材の確保と育成

当社グループが、安定的に、顧客需要を捉え、新たな案件や技術開発に取り組むためには、優秀な人材の確保と資格取得など育成が不可欠であります。当社グループは、有資格者の中途採用のほか、OJTを中心にした人材育成と資格取得支援を行うなどフォローアップを充実させることにより人材のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

③技術の開発

当社グループが、航空機の改造・整備技術で将来的にも競争優位を発揮し成長性を維持するためには、新たな技術を開発し、収益の多様化を図ることが必要であります。当社グループは、積極的に新たな技術の開発を行い、技術的優位性及び収益の多様化を図ってまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社の取引態様に応じた内部管理体制の構築など、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

⑤財務基盤の強化

当社グループが行う航空機売買は、基本的には顧客からの前受金により機体を買付けする方針であるため、多額の運転資金が必要になる営業サイクルではありませんが、事業規模の拡大に伴い、人員採用、一時的な自己資金による航空機在庫の取得、設備投資など追加的な資金需要が想定されます。当該資金需要に対応するため、銀行借入や内部留保により財務基盤の強化に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業上のリスク

① 航空機部品等の調達地域の依存について（発生可能性：低／影響度：高）

当社グループの航空機整備に必要な部品等の調達先の多くが、最大の航空機産業国であるアメリカ合衆国に集中しております。当社グループでは複数の購入先を確保する等により調達先の多様化を進めておりますが、政治や経済情勢の悪化やその他の予期せぬ事態の発生により物流等に問題が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の調達先への依存について（発生可能性：低／影響度：中）

航空機整備作業においては、特定のメーカー指定部品等が必要になり、代替部品が存在せず、調達先が限定される場合があります。このため、当該調達先の大幅な納期遅れ等が生じた場合には、予定していた案件の売上計上の延期が余儀なくされ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 機体販売による売上高や利益が大きく変動する傾向について（発生可能性：高／影響度：高）

2025年3月期の連結売上高（4,250,265千円）に占める機体販売の比率は89.8%（3,816,965千円）であり、当社グループの主たる売上高は、機体販売による売上高であります。中古航空機は一般的に必ずしも流通性は高くなく、相対取引であることから顧客の希望する中古航空機の調達難易度等によって利益率が左右されること、顧客都合により予定していた機体販売時期に差異が生じることなど、業績が大きく変動する傾向があります。当社グループは、中長期的な成長を実現するため、富裕層向けビジネスを展開する事業者との事業提携等により顧客層の拡充を図るとともに、整備等の航空機販売に付随する事業の収益拡大も進めておりますが、機体販売による売上高の変動は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 返品について（発生可能性：低／影響度：高）

当社グループは、販売した中古航空機に重要な欠陥・瑕疵が存在した場合、顧客との協議に基づき返品を受け入れており、期末日以後の返品による影響に備えるため、返品されると見込まれる航空機販売の対価を返金負債として、返金負債の決済時に顧客から航空機を回収する権利として認識した資産を返品資産として計上しております。当社グループは、航空機の仕入調達時や顧客引き渡し時における検査の徹底により、欠陥・瑕疵に伴う返品リスクの低減に努めておりますが、当初の見積もりを超える返品を受け入れた場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定の取引先への依存について（発生可能性：低／影響度：中）

当社グループの航空機販売は、主に輸出販売又は輸入販売により行われますが、アメリカ合衆国への主な機体の輸出においては、現地の航空機ブローカー（注）であるNik's Aircraft LLCに、航空機売買に関する仲介業務を委託しております。なお、2025年3月期の連結売上高（4,250,265千円）に占める同社への売上高は0.6%（25,494千円）であります。当社グループは、複数の航空機ブローカーとの人脈を有し代替先を確保できる状況であるものの、同社とは現時点において緊密かつ良好な関係にあり、今後もこれまでの取引関係を維持・発展させていく方針であります。特定の取引先の経営方針等の変更により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（注）航空機ブローカーとは、個人や企業の航空機売買を仲介する事業者をいい、航空機及び航空業界の専門的知見を有し、顧客に適した航空機の紹介、価格交渉、検査、所有権移転及び引渡しに関する事務手続やロジスティクス等に関する支援を行います。

⑥ 顧客の需要動向の影響を受けること（発生可能性：中／影響度：中）

当社グループの航空機販売は、航空機オーナーである個人富裕層及び企業の需要に左右されます。当社グループとしては、顧客の嗜好・ニーズの把握に努めるとともに、為替等の状況に応じて輸入販売または輸出販売の機会を捉えることで顧客需要を捉えてまいります。その動向を精緻に予測することは非常に困難であることに加えて、顧客のニーズに合う中古航空機が売り出されていない場合や、景気の低迷、その他為替や金利の変動等により購買意欲が大幅に抑制された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 機体仕入代金の資金負担に関するリスク（発生可能性：中／影響度：中）

航空機売買においては、機体仕入代金として一時的に多額の資金が必要になります。当社は、金融機関からの運転資金の借入枠増加に努めるとともに、機体売買にかかる資金負担の軽減のため、仕入前に販売先から航空機販売代金を前受することを基本方針としておりますが、顧客事由や機体のおかれている状況等から、販売代金の前受よりも仕入代金の手付が先行して支出されることがあり、多額の支出が先行した場合、販売代金受領まで一時的に資金がひっ迫し、資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 競争力に関するリスク（発生可能性：低／影響度：中）

当社グループは、小型航空機の整備等に関してノウハウと技術を蓄積することにより、技術的優位性及び価格競争力を強化してきましたが、他社による技術革新、整備効率の改善及び研究開発の強化等に対して有効な対応ができず、当社グループの技術的優位性や価格競争力が陳腐化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 特定の整備拠点への依存について（発生可能性：低／影響度：高）

当社グループの事業は、主に、本社がある大阪府八尾市八尾空港にある航空機格納庫にて行われており、想定を超える天災その他の事故等により、整備能力等が減少若しくは不能となった場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制のリスク

① 認定事業場制度について（発生可能性：低／影響度：中）

我が国において航空機を運航するには、国土交通省航空局による航空機の安全性及び環境適合性についての証明（耐久証明）が必要です。また、航空機の整備又は改造についても航空局による検査が必要になりますが、航空局により認定された認定事業場制度により、認定事業場において行われた整備又は改造については航空局が行う検査の一部又は全部を省略可能とされています。当社グループでは認定事業場として、航空機の整備又は改造について航空局の検査の一部又は全部を省略して事業運営がなされておりますが、航空法の抵触等により認定が取り消された場合、航空局の検査待ち等により整備又は改造に要する期間が延長し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 航空機騒音に関する環境規制について（発生可能性：低／影響度：中）

当社が本社を置く、大阪府八尾市の八尾空港は、小型航空機の基地としては我が国最大級の空港であり、多くの固定翼機や回転翼機が常駐しております。地理的には、大阪府八尾市の南部に位置し、空港周辺には町工場と住宅が混在した市街地がありますが、航空機騒音・振動等が一定程度あります。当社グループとしては、運航の時間帯や回数を制限するなど、周辺地域への影響を極力小さくし、可能な範囲で騒音・振動の低減に努めておりますが、条例など遵守すべき環境基準が変更され、大幅な事業上の制約が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制等に関するリスク

① 小規模組織であること（発生可能性：低／影響度：中）

当社グループは、小規模な組織であり、現在の内部管理体制もこれに応じた最適と考えられるものになっております。当社グループでは、今後の事業拡大に対応するため、人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進まなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について（発生可能性：低／影響度：高）

当社の代表取締役社長である鼓呂雲健造は、当社グループの創業者で、かつ会社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定やその実行において重要な役割を果たしております。当社グループにおいては、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部役職員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を遂行することが困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保について（発生可能性：低／影響度：高）

当社グループの事業運営には、航空機の整備に従事する者（整備士）及び運航に従事する者（操縦士）等について航空法に定める資格が必要です。当該有資格者については、国内外の経験者等に拠って人材を確保し、また、自社養成による有資格者の育成を進めておりますが、資格取得までは一定期間の教育訓練を必要とするため、事業展開の時期並びに規模について制約を受ける可能性があります。

(4) その他のリスク

① カントリーリスクについて（発生可能性：中／影響度：中）

ロシア・ウクライナ情勢を巡り、ロシアから日本への報復措置のため、当社グループによるフェリーフライト等においてアメリカ国籍機についてはロシア領空を飛行できない状況が続いております。また、イスラエルとパレスチナ・ガザ地区の情勢を巡り、ガザ地区ハマスと連帯を掲げるイエメン武装勢力フーシ派による紅海を航行する船舶への攻撃により、当社グループによる紅海航路での船舶での航空機輸出入に関しては南アフリカ共和国の喜望峰を迂回する航路を利用せざるを得ない等の状況が続いております。

事業活動が一定程度制限されるこれらの状況に対して当社グループは、当社代表取締役社長の危機管理統括のもと、カントリーリスクに関する情報収集を継続的に行いリスク低減に努めておりますが、予期せぬ情勢の悪化から航路に問題が生じた場合には売上高の計上時期や利益金額の変更が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 支配株主との関係について（発生可能性：小／影響度：小）

当社の代表取締役社長である鼓呂雲健造は、当社グループの創業者で、かつ議決権の99.38%を保有しております（2025年3月末現在）、支配株主に該当しております。当社としては、鼓呂雲健造氏は、今後も安定株主として引き続き相当程度の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては少数株主の利益にも配慮する方針を有している認識でありますが、株主総会の意思決定には重要な影響を及ぼし得ること、また、市場での当社株式売却や市場外で特定の相手先へ当社株式の譲渡を行った場合には、当該売却先や譲渡先の保有株数及び当社に対する投資方針によっては、当社グループの経営戦略等に影響を与える可能性があります。

③ 配当政策に関するリスク

当社は、事業の継続的な拡大のため、長期的な視点で内部留保を積み上げ財務体質を強化することを目指しており、これまでに配当を実施したことはなく、また、今後も当面の間は配当を実施する予定はありません。今後の株主への剰余金の配当につきましては、事業環境、経営成績及び財政状態等を勘案しながら検討していく方針であります。

④ 担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ず

る日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑩ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑪ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑫ 株式併合
当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑬ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき
- ⑭ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社 aero lab international (当社)	大阪航空局	大阪府中央区大手前3-1-41	阪空理許第2527号	2025年3月27日	2025年4月1日～2026年3月31日 (使用許可期間満了2カ月前までの更新申請)	航空機格納庫及び整備事業所敷地(国有財産)の賃借許可 区分：土地 所在：大阪府八尾市木ノ本 面積：1,629.08㎡

6 【研究開発活動】

当社グループは、航空機の整備及び改造の技術を活かし、革新的将来宇宙輸送システムに関する研究開発を進めております。具体的には、株式会社IHIエアロスペースとの共同により、ロケットエンジンを搭載した有翼実験機による飛行試験を進めており、有翼機によるサブオービタル飛行（注）に関する研究開発を行っております。本研究開発の結果等から、「サブオービタル飛行に関する官民協議会」（共同事務局：内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び国土交通省航空局）において、サブオービタル機の往還飛行について、安全性を確保するとともに、民間事業者の計画的な技術開発に資する必要な環境整備について検討が進められています。

当社グループの、当連結会計年度における研究開発費の総額は16,706千円であります。

（注）サブオービタル飛行

宇宙飛行は、サブオービタル飛行とオービタル飛行の2つの飛行形態に分類されます。サブオービタル飛行とは、「地上から出発し、高度100km程度まで上昇後、地上に帰還する飛行」と定義され、地上から打ち上げられ、宇宙に到達後、地球を周回せずに再び地上に降りてくる飛行を指します。他方で、オービタル飛行は、地上から打ち上げられ、地球の軌道を周回する飛行形態を指し、周回軌道に人工衛星を輸送する飛行形態がこれにあたります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で行入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当連結会計年度末の流動資産は2,251,318千円となり、前連結会計年度末と比べ1,844,108千円増加しました。これは主に、現金及び預金が87,773千円、返品資産が38,330千円減少したものの、売掛金が1,507,925千円、前渡金が380,063千円、仕掛品が35,481千円増加したことによります。

（固定資産）

当連結会計年度末の固定資産は202,542千円となり、前連結会計年度末と比べ75,994千円増加しました。これは主に、繰延税金資産が6,130千円減少したものの、建設仮勘定が48,039千円、長期投資が47,823千円、減価償却累計額が13,335千円増加したことによります。

（流動負債）

当連結会計年度末の流動負債は2,191,758千円となり、前連結会計年度末と比べ1,742,937千円増加しました。これは主に、返金負債が65,082千円減少したものの、買掛金が1,589,916千円、前受金が106,372千円、未払金が38,976千円、1年内返済予定の長期借入金が30,432千円増加したことによります。

（固定負債）

当連結会計年度末の固定負債は141,272千円となり、前連結会計年度末と比べ119,432千円増加しました。これは、長期借入金が119,432千円増加したことによります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産は120,830千円となり、前連結会計年度末と比べ57,733千円増加しました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が57,733千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第 4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは単一セグメントであり、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度の設備投資は、主に、顧客接待において迎賓館として使用する目的で大阪府八尾市の老舗料亭「山徳」の改装工事を実施しており、設備投資の総額は49,713千円であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループは単一セグメントであり、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 発行者

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (大阪府八尾市)	本社、航空機格納庫、整備 事業場等	41,615	— (1,707.65) [1,707.65]	90,859	132,475	24

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」の合計であります。
3. 本社の一部は連結子会社に賃貸しております。
4. 本社土地を賃借しており、年間賃借料は4,518千円であります。なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。

(2) 子会社

重要な設備は有しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第 5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2025年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2025年6月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	130,000	97,500	32,500	325,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	130,000	97,500	32,500	325,000	—	—

(注) 2025年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、発行可能株式総数は1,170,000株増加し、1,300,000株となっております。また、当該株式分割により、発行済株式総数は292,500株増加し、325,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年12月10日 (注1)	31,200	32,500	—	13,000	—	—

(注) 1. 株式分割(1:25)によるものであります。
2. 2025年6月1日付をもって1株を10株に株式分割し、発行済株式総数が292,500株増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	2	-	-	1	3	-
所有株式数（単元）	-	-	-	2	-	-	323	325	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	0.61	-	-	99.38	100.00	-

（注）2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、所有株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
鼓呂雲 健造	大阪府八尾市	32,300	99.38
AVIATION REP株式会社	大阪府八尾市空港2-12	100	0.30
練馬建設工業株式会社	東京都新宿区市谷台町4-13 第2赤沢ビル2階	100	0.30
計	—	32,500	100.00

（注）2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、所有株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 32,500	325	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	32,500	-	-
総株主の議決権	-	325	-

（注）2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、株式数及び議決権の数については、当該株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、事業の継続的な拡大のため、長期的な視点で内部留保を積み上げ財務体質を強化することを目指しており、これまでに配当を実施したことはなく、また、今後も当面の間は配当を実施する予定はありません。今後の株主への剰余金の配当につきましては、事業環境、経営成績及び財政状態等を勘案しながら検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、その決定機関は取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
最高（円）	-	-	1,620 (16,200)
最低（円）	-	-	1,620 (16,200)

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。なお、2025年3月期の株価については株式分割後の最高・最低株価を記載しており、株式分割前の最高・最低株価を括弧内に記載しております。
2. 当社株式は、2025年3月3日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高（円）	-	-	-	-	-	1,620 (16,200)
最低（円）	-	-	-	-	-	1,620 (16,200)

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。なお、2025年3月の株価については株式分割後の最高・最低株価を記載しており、株式分割前の最高・最低株価を括弧内に記載しております。
2. 当社株式は、2025年3月3日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 5 名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表取締役	社長	鼓呂 雲 健造	1982年 2 月 9 日	1997年 4 月 2000年 5 月 2006年 4 月 2008年 3 月 2008年 8 月 2014年 4 月	(株)田中組 入社 (株)平岡工業 入社 朝日航洋(株) 入社 朝日航空(株) 転籍 Nice Air Aviation inc 入社 当社設立 代表取締役 (現任)	(注) 3	(注) 2	323,000
取締役	マネジメントコントロール長 兼 マネジメントユニット長	松本 章吾	1984年11月 5 日	2005年 8 月 2014年 1 月 2014年 5 月 2016年 2 月 2019年10月	(株)ヨシダ商事運輸 入社 ゴールドライナー(株) 入社 当社 入社 当社 取締役 (現任) (株)aero lab NiCad Service代表 取締役	(注) 3	(注) 2	-
取締役	オペレーションコントロール長 兼 メンテナンスユニット長	尾関 真一	1986年 8 月23日	2008年 4 月 2014年12月 2019年 6 月 2024年 2 月	朝日航空(株) 入社 当社 入社 当社 取締役 (現任) (株)aero lab NiCad Service代表 取締役 (現任)	(注) 3	(注) 2	-
取締役	オペレーションユニット長	北島 匠	1996年 9 月 3 日	2017年 6 月 2021年 9 月	当社 入社 当社 取締役 (現任)	(注) 3	(注) 2	-
常勤監査役	-	青木 賢治	1959年 8 月19日	1981年 8 月 1999年 6 月 2002年 3 月 2010年 6 月 2012年 6 月 2019年 9 月 2023年 2 月	アクリーグ(株) 入社 都市設計(株) 入社 本田航空(株) 入社 本田航空(株) 執行役員 本田航空(株) 取締役 大阪航空(株) 取締役副社長 当社 監査役 (現任)	(注) 4	(注) 2	-
計								323,000

- (注) 1. 監査役青木賢治は社外監査役であります。
2. 2025年 3 月期における役員報酬の総額は139,051千円であります。
3. 取締役の任期は、2024年12月 9 日開催の臨時株主総会での選任後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役青木賢治の任期は、2024年12月 9 日開催の臨時株主総会での選任後、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

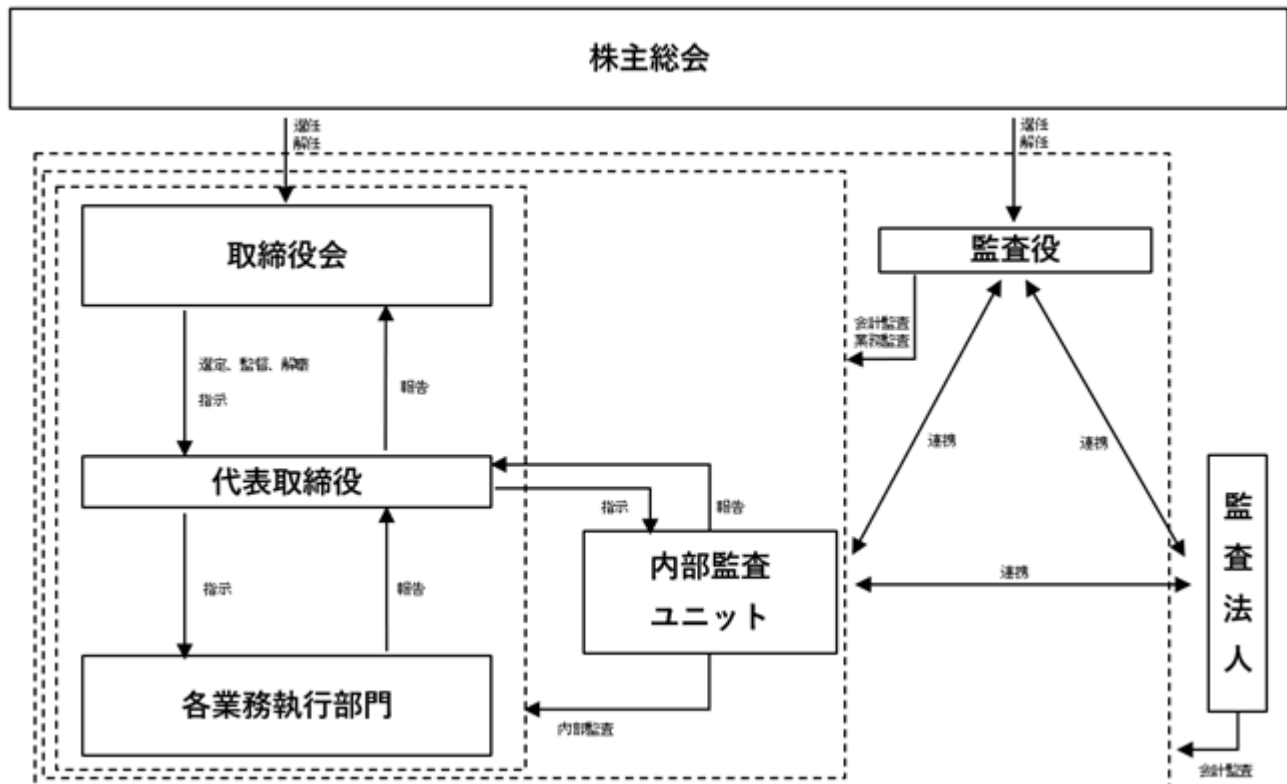
当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるため、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を促進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制をより一層強化してまいります。

なお、当社の代表取締役社長かつ主要株主である鼓呂雲健造は支配株主に該当いたします。支配株主との取引は想定しておりませんが、支配株主との取引が発生する場合には、一般の取引と同等の適切な条件で行うことを基本方針とし、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を損なうことのないよう法令・規則を遵守し、取締役会において十分審議したうえで意思決定を行うこととしております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、当社グループの状況及び規模に照らして最良なコーポレート・ガバナンス体制を構築する観点から、企業統治の体制として、取締役会が重要な経営事項の審議及び意思決定と経営の監督を行い、独立性を有する常勤の社外監査役が各取締役の執行を監査する、監査役設置会社を採用しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は4名の取締役で構成されております。取締役会は最高意思決定機関として、当社業務に精通した4名の取締役により迅速かつ合理的な意思決定を行うとともに、経営判断の妥当性及び公正性等について検討し、法令、定款及び取締役会規程で定めた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。取締役会は毎月1回の定時取締役会として開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、現在の組織規模を鑑み監査役1名体制での監査役設置会社を採用しております。当社は社外取締役を設置しておりませんが、当社業界及び経営に関する豊富な知見を有する青木賢治氏を常勤の社外監査役としており、法令、定款及び監査役監査基準に則して経営課題に対して提言を行うとともに、適宜取締役会の意思決定の適法性について各取締役と意見を交わし経営監督の実効性を高めております。また、社外監査役は内部

監査ユニットと緊密な連携を保ち、監査法人を含めた三者間での定期的な情報・意見交換も行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、選任にあたっては、当社業界に関連する豊富な経験、高度な専門知識及び幅広い識見を有し、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能を果たせる能力を有していることを前提に判断しております。なお、当社と同氏が2025年4月まで取締役副社長を務めていた大阪航空株式会社との間には格納庫賃貸借等の営業取引関係がありますが、主要な取引先にあらず、かつ年間取引金額に金額的重要性はありません。このほかに当社と同氏との間に人的関係、資金的関係及びその他の利害関係はありません。

c. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査ユニットにより実施されます。内部監査ユニットには、現在の組織規模を鑑み専任の担当者は配置しておりませんが、代表取締役が指名する2名の兼務者で構成し、自己監査を回避するよう被監査部署に応じて監査担当者を分けることで独立性を確保し、全部署を対象に実施しております。内部監査は業務運営の効率性、合理性及び法令遵守等について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として代表取締役社長へ報告しております。

d. 会計監査

当社は監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年3月期において監査を執行した公認会計士は平野泰久、藤木真喜の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名その他2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 取締役及び監査役の定数

当社は、取締役の員数は7名以内とする旨を定款に定めております。また、監査役の員数は3名以内とする旨を定款に定めております。

④ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑤ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務分掌規程及び職務権限規程の遵守により業務を合理的に分担させ、特定の組織や担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク・コンプライアンス規程を定め、管理部が主管となりリスク情報の一元化を行うとともに、リスクへの対応については代表取締役社長の承認に基づき実施しております。また、当社企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて顧問弁護士等の複数の外部専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑦ 役員の報酬等

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役	134,251	134,251	-	-	4
社外役員	4,800	4,800	-	-	1
計	139,051	139,051	-	-	5

b. 発行者の役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の開示はしていません。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬等の決定については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、2025年1月22日の取締役会において決定方針を決議いたしました。

(決定方針の概要)

当社取締役の個人別の報酬等は株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で役員報酬規程に沿って取締役会において決議しており、その職務内容等に応じた報酬との明瞭性を重視する観点から、現金による固定報酬のみで構成しております。なお、取締役の報酬限度額は、代表取締役については上限年額240,000千円（上限月額20,000千円）、取締役については上限年額24,000千円（上限月額2,000千円）であり、2024年6月28日の定時株主総会で決議しております。

各取締役の個人別の固定報酬については、各取締役の役割、職務内容、保有資格技能、業界水準を総合的に勘案して決定することとしております。これは、業務執行取締役自ら有資格者としてパイロットや航空整備士と言った特殊な技能職を統括する立場にあることから職務内容や保有資格技能を重視する基本的な考え方に基づきます。また、経営統括責任のある代表取締役の固定報酬は、株主利益との一致を一定程度担保できるよう売上総利益の一定割合を上限目安とし、内部留保が確保できる水準を勘案して決定することとしております。代表取締役の固定報酬にかかる指標として売上総利益を選定した理由は、当社の利益の源泉である航空機販売利益と直結しており、航空機販売のビジネス機会創出への貢献との関連性が強いためであります。

(役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動)

取締役会決議に一任を受けた代表取締役社長が、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲内で、関係役員等と協議のうえ、当該報酬の水準が各取締役の職責に応じたものであることを考慮し、報酬案を作成後に、社外監査役に意見を求めたうえで決定しております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決議を行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨ 責任免除及び責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 自己株式の取得

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、利益還元の機動性を確保するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	8,700	-
連結子会社	-	-
計	8,700	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数等を総合的に勘案し、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	96,293	8,519
売掛金	※1 104,682	※1 1,612,608
商品	1,683	1,614
仕掛品	4,878	40,359
原材料及び貯蔵品	2,339	2,233
返品資産	68,181	29,851
前渡金	98,937	479,001
その他	30,213	77,129
流動資産合計	407,210	2,251,318
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	105,563	105,563
機械装置及び運搬具	28,141	25,462
工具、器具及び備品	9,663	11,192
建設仮勘定	30,767	78,806
減価償却累計額	△72,798	△86,134
有形固定資産合計	101,336	134,889
投資その他の資産		
繰延税金資産	13,507	7,376
長期投資	-	47,823
その他	11,704	12,453
投資その他の資産合計	25,211	67,653
固定資産合計	126,547	202,542
資産合計	533,758	2,453,861

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	240,954	1,830,870
1年内返済予定の長期借入金	5,460	35,892
未払金	14,865	53,841
未払法人税等	4,502	19,693
前受金	※2 40,542	※2 146,914
返金負債	110,000	44,917
その他	32,496	59,628
流動負債合計	448,821	2,191,758
固定負債		
長期借入金	21,840	141,272
固定負債合計	21,840	141,272
負債合計	470,661	2,333,030
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,000	13,000
利益剰余金	50,096	107,830
株主資本合計	63,096	120,830
純資産合計	63,096	120,830
負債純資産合計	533,758	2,453,861

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)		当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	
売上高	※1	2,134,456	※1	4,250,265
売上原価	※3	1,959,178	※3	3,792,595
売上総利益		175,277		457,669
販売費及び一般管理費	※2、3	268,671	※2、3	365,287
営業利益又は営業損失(△)		△93,394		92,382
営業外収益				
補助金収入		1,027		－
違約金収入		6,000		－
受取家賃		480		607
消費税等差額		341		568
その他		1,375		426
営業外収益合計		9,224		1,602
営業外費用				
支払利息		393		1,009
為替差損		2,341		1,637
上場関連費用		－		8,000
その他		15		0
営業外費用合計		2,749		10,646
経常利益又は経常損失(△)		△86,919		83,338
特別利益				
固定資産売却益	※4	52,762		－
特別利益合計		52,762		－
特別損失				
固定資産売却損	※5	187		－
固定資産除却損	※6	640	※6	68
投資有価証券売却損	※7	683		－
特別損失合計		1,512		68
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失(△)		△35,669		83,270
法人税、住民税及び事業税		2,284		19,405
法人税等調整額		△11,624		6,130
法人税等合計		△9,340		25,536
当期純利益又は当期純損失(△)		△26,329		57,733
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△26,329		57,733

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△26,329	57,733
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,100	-
その他の包括利益合計	※ 1,100	-
包括利益	△25,228	57,733
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△25,228	57,733

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	13,000	76,425	89,425
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△26,329	△26,329
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	-	△26,329	△26,329
当期末残高	13,000	50,096	63,096

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	△1,100	△1,100	88,325
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△26,329
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,100	1,100	1,100
当期変動額合計	1,100	1,100	△25,228
当期末残高	-	-	63,096

当連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	13,000	50,096	63,096	63,096
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		57,733	57,733	57,733
当期変動額合計	-	57,733	57,733	57,733
当期末残高	13,000	107,830	120,830	120,830

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失 (△)	△35,669	83,270
減価償却費	20,455	16,092
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△500	-
返金負債の増減額 (△は減少)	110,000	△65,082
返品資産の増減額 (△は増加)	△68,181	38,330
補助金収入	△1,027	-
違約金収入	△6,000	-
支払利息	393	1,009
上場関連費用	-	8,000
固定資産除売却損益	△51,933	68
投資有価証券売却損	683	-
売上債権の増減額(△は増加)	△32,075	△1,507,925
棚卸資産の増減額(△は増加)	83,681	△35,306
仕入債務の増減額(△は減少)	231,916	1,589,916
前渡金の増減額 (△は増加)	△98,937	△380,063
前受金の増減額 (△は減少)	△89,457	106,372
その他	13,425	3,011
小計	76,773	△142,308
利息及び配当金の受取額	0	19
利息の支払額	△393	△1,022
補助金の受取額	1,027	-
違約金の受取額	6,000	-
法人税等の支払額	△23,402	△1,997
法人税等の還付額	-	6,672
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,005	△138,636
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△51,298	△53,576
有形固定資産の売却による収入	67,147	-
投資有価証券の売却による収入	4,810	-
長期投資の取得による支出	-	△47,823
その他	△3,856	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,803	△101,340

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	8,200	-
短期借入金の返済による支出	△8,200	-
長期借入れによる収入	-	160,000
長期借入金の返済による支出	△5,460	△10,136
長期未払金の返済による支出	△4,750	-
上場関連費用の支出	-	△8,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,210	141,864
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	10,339
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	66,598	△87,773
現金及び現金同等物の期首残高	29,694	96,293
現金及び現金同等物の期末残高	※ 96,293	※ 8,519

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

株式会社aero lab NiCad service

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～31年

機械装置及び運搬具 2～14年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 航空機販売

中古ビジネスジェット等の小型航空機を国内外で販売を行っております。航空機販売からの収益は、航空機の引渡し完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

② その他付随する事業

(a) 整備支援

販売後のアフターサービスを含む、顧客所有機の維持整備及び改造等を行っております。整備支援か

らの収益は、顧客への整備及び改造機体等の検収が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(b) 運航支援

パイロットオーナー向けに、慣熟訓練やハンドリング等の運行支援及び販売に係る空輸作業等を行っております。履行義務の充足については顧客に運航支援及び販売に係る空輸作業等の業務の提供を完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	101,336	134,889

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの事業は、航空機販売その他付随する事業であり、全ての事業用資産を単一の資産グループとしております。

業績が計画どおりに進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合等には、当該資産グループに減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候がある場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上することとしております。

当社グループは、これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で事業計画に基づいて検討した結果、当連結会計年度において減損の兆候は認められないと判断しました。

なお、減損の兆候判定に利用した事業計画には、航空機の販売価格や原価率等の一定の仮定が含まれます。当該仮定は、将来の市場環境の変化や顧客の需要動向により影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度において資産グループの評価に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取家賃」及び「消費税等差額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた2,197千円は「受取家賃」480千円、「消費税等差額」341千円、「その他」1,375千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1) 顧客との契約から生じた債権、契約負債及び返金負債の残高等」に記載しております。

※2 前受金のうち、顧客との契約から生じた債務の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1) 顧客との契約から生じた債権、契約負債及び返金負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
役員報酬	86,209千円	139,051千円
給与	27,103 "	23,721 "
旅費交通費	19,032 "	50,755 "
支払報酬料	29,000 "	29,251 "

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
5,562千円	16,706千円

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
機械装置及び運搬具	52,762千円	-千円

※5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
機械装置及び運搬具	187千円	-千円

※6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
機械装置及び運搬具	635千円	0千円
工具、器具及び備品	4 "	68 "
計	640千円	68千円

※7 投資有価証券売却損

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

全てその他有価証券の売却損であります。

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	993	-
組替調整額	683	-
法人税等及び税効果調整前	1,677	-
法人税等及び税効果額	△576	-
その他有価証券評価差額金	1,100	-
その他の包括利益合計	1,100	-

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,300	-	-	1,300

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,300	31,200	-	32,500

(注) 普通株式の増加31,200株は、2024年12月10日付で普通株式1株につき25株の割合で実施した株式分割によるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
現金及び預金	96,293千円	8,519千円
現金及び現金同等物	96,293千円	8,519千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資に必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。また、売掛金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、機体・部品等の仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち96.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(*2)	27,300	27,023	△276
負債計	27,300	27,023	△276

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(*2)	177,164	177,194	30
負債計	177,164	177,194	30

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	96,293	-	-	-
売掛金	104,682	-	-	-
合計	200,976	-	-	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,519	-	-	-
売掛金	1,612,608	-	-	-
合計	1,621,128	-	-	-

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	5,460	5,460	5,460	5,460	5,460	-
合計	5,460	5,460	5,460	5,460	5,460	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	35,892	35,892	35,892	35,892	27,306	6,290
合計	35,892	35,892	35,892	35,892	27,306	6,290

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	27,023	-	27,023
負債計	-	27,023	-	27,023

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	177,194	-	177,194
負債計	-	177,194	-	177,194

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、どちらもレベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	17千円	1,965千円
返金負債	37,818 〃	15,442 〃
繰越税額控除	- 〃	13,895 〃
その他	762 〃	1,011 〃
繰延税金資産小計	38,597千円	32,315千円
評価性引当額 (注)	△762千円	△14,676千円
繰延税金資産合計	37,835千円	17,639千円
繰延税金負債		
返品資産	△23,440千円	△10,262千円
未収事業税	△887 〃	- 〃
繰延税金負債合計	△24,328千円	△10,262千円
繰延税金資産と繰延税金負債の純額	13,507千円	7,376千円

(注) 評価性引当額が13,914千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において繰越税額控除に係る評価性引当額を13,895千円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	-	34.38%
(調整)		
住民税均等割	-	0.49%
税額控除	-	△20.46%
損金経理をした附帯税	-	0.61%
寄附金等永久に損金に算入されない項目	-	0.37%
軽減税率適用による影響額	-	△1.88%
評価性引当額の増減	-	16.71%
その他	-	0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	30.67%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を34.38%から35.22%に変更し計算しております。

なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、航空機販売その他付随する事業を営んでおり、外部顧客への売上高を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じる収益	2, 122, 220	4, 239, 901
その他の収益	12, 235	10, 363
合計	2, 134, 456	4, 250, 265

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

当社グループは、販売した中古航空機に重要な欠陥・瑕疵が存在した場合には顧客との協議に基づき返品を受け入れており、過去の実績率等に基づき、返品されると見込まれる金額については返金負債として売上高から控除し、また、返品時に回収する権利として認識した部分は返品資産として売上原価から控除しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約負債及び返金負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)		
売掛金	71, 611	104, 682
	71, 611	104, 682
顧客との契約から生じた債権(期末残高)		
売掛金	104, 682	1, 612, 608
	104, 682	1, 612, 608
契約負債(期首残高)	130, 000	35, 069
契約負債(期末残高)	35, 069	146, 234
返金負債(期首残高)	-	110, 000
返金負債(期末残高)	110, 000	44, 917

契約負債は主に顧客から受領した履行義務充足前の前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は34,990千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、航空機販売その他付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	航空機販売	その他付随する事業	合計
外部顧客への売上高	1,832,427	302,028	2,134,456

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アメリカ合衆国	その他	合計
1,541,307	583,158	9,990	2,134,456

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社レイナハウス	673,762
Nik's Aircraft LLC	464,091
成美トラスト株式会社	450,329

(注) 当社は単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	航空機販売	その他付随する事業	合計
外部顧客への売上高	3,816,965	433,300	4,250,265

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アメリカ合衆国	その他	合計
3,806,145	443,459	660	4,250,265

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
HALLE株式会社	1,875,471
株式会社THKホールディングス	708,766
株式会社エス・ケイ通信	678,043

(注) 当社は単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員・ 主 要 株 主 (個人)	鼓呂雲 健造	-	-	当 社 代 表 取 締 役	(被所有) 直接 100.0	-	債務被保証 (注)	27,300	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 債務被保証は、当社の銀行借入について債務保証を受けているものであります。取引金額については期末借入残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、当該債務保証については2024年12月20日にすべて解消しております。

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	194.14円	371.79円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△81.01円	177.64円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2024年12月10日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△26,329	57,733
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△26,329	57,733
普通株式の期中平均株式数(株)	325,000	325,000

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2025年6月1日付で以下のとおり普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

1. 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式の分割によって投資単位を引き下げ、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることにより、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する普通株式を1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割による増加株式数

普通株式 292,500株

(3) 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 325,000株

(4) 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 1,300,000株

(5) 株式分割の効力発生日

2025年6月1日

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、注記事項（1株当たり情報）に記載しております。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	5,460	35,892	1.79	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	21,840	141,272	1.82	2029年3月15日～ 2031年8月15日
合計	27,300	177,164	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	35,892	35,892	35,892	27,306

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 か月以内
基準日	毎年 3 月 31 日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年 9 月 30 日 毎年 3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	－
株主名簿管理人	－
取次所	－
名義書換手数料	－
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号 株式会社 S M B C 信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号 株式会社 S M B C 信託銀行
取次所	－
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載 U R L は次のとおりです。 https://aerolab.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

株式会社aero lab international
取締役会 御中

監査法人やまぶき
大阪事務所

指定社員	公認会計士	平 野 泰 久
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	藤 木 真 喜
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社aero lab internationalの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社aero lab international及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候が

あるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ

適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。